

児童扶養手当

現在受給中の方も、毎年8月に現況届の提出が必要です。

対象 ・父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子ども*を育てている方
・子ども*を育てている父または母に一定の障がいがある方
※子ども…18歳になった年の年度末(3月31日)までの子
子に一定の障がいのある場合は、20歳未満まで。

申請 随時受付中 ※認定となった場合、申請月の翌月分から支給します。

支給内容 手当は年6回(奇数月)にその月の前月分まで支給します。



支給金額 所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

子どもの人数	月額(全部支給*)	月額(一部支給*)
1人の場合	43,160円	43,150円 ~ 10,180円
2人目加算額	10,190円	10,180円 ~ 5,100円
3人目以降加算額	6,110円(1人につき)	6,100円 ~ 3,060円(1人につき)

※令和2年4月分から手当額が改定となりました。

※所得が制限額未満の場合、手当額は全部または一部支給となります。詳しくはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

現在受給中の方も、毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

対象 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方

申請 随時受付中 ※認定となった場合、申請月の翌月分から支給します。

支給内容 手当は1年に3回、4月・8月・11月に、前月分までの4か月分ずつ支給します。

支給金額 所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。



障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	52,500円
2級(中度)	34,970円

※令和2年4月分から手当額が改定となりました。

ひとり親家庭等医療費

医療保険制度で医療機関にかかった場合の医療費を支給します。

対象 母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、父または母に一定の障がいがある家庭の方

申請 随時受付中

※認定となった場合、申請日以降の医療費が対象です。

支給方法 「こども医療費」と同様です。P4をご参照ください。※所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。



子育て関連制度・手当のお知らせ

町では、子育てに関わる各種手当や制度を設けています。該当となる方は、お早目に申請をお願いします。



申請・問合せ 子育て支援課 子育て支援担当 内線265・279

こども医療費

医療保険制度で医療機関を受診した場合の医療費を支給します。

対象 町内に住所があり、中学校修了までの子ども(国民健康保険または社会保険などに加入している)を育てている方

届出が必要な方

- ・資格変更した方(町内での住所変更や加入保険の変更など)
 - ・資格喪失した方(町外への転出・生活保護受給など)
- ※届出が遅れたことで支給金が多く支払われた場合、返納していただくことになります。

お願い

緊急の場合を除き、平日の診療時間内で受診し、同じ病気で複数の医療機関を受診することを控えるなど、医療機関への適正受診と、ジェネリック医薬品の利用にご理解とご協力をお願いします。



支給方法(ひとり親家庭等医療費も同様)

保険診療医療費一部負担金を対象に支給します。

①町内医療機関の場合(柔道整復師等除く)

医療機関の窓口で健康保険証と一緒に受給資格証を提示(窓口支払い不要)

※保険外診療分と「日本スポーツ振興センターの災害共済給付」の請求をされる場合は、窓口支払いが必要です。

②町外医療機関の場合

申請による支給。医療費の領収書を「診療月・医療機関※・入通院別」に分けて、それぞれに申請書を作成して役場に提出。※総合病院の内科と歯科は別々に申請してください。

(領収書は5年間有効。領収書の提出は診療月の翌月から有効期間中にお願います。)

児童手当

現在受給中の方も、毎年6月に現況届の提出が必要です。★現況届は、6月中旬に発送予定です。

※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送による提出をお願いします。詳しくは、現況届に同封の案内をご確認ください。

対象 0歳から中学校修了前の子どもを育てている方

申請 随時受付中 ※認定となった場合、原則申請月の翌月分から支給します。

手続方法 お子さんが生まれたとき、他の市町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」の提出(申請)が必要です。(公務員の方は勤務先に提出)

支給内容 手当は1年に3回、2月・6月・10月に、前月分までの4か月分ずつ支給します。

支給金額 所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。



子どもの年齢等	月額
0歳~3歳未満(一律)	15,000円
3歳~小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円

子どもの年齢等	月額
3歳~小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円